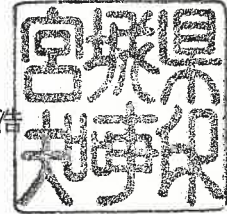




環 対 第 2 2 3 号
令 和 2 年 7 月 3 0 日

日立サステナブルエナジー株式会社
代表取締役 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



(仮称) 福島北風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について (通知)

令和2年5月28日付けで送付のありましたこのことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号)」第14条第3項の規定による環境保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担 当

環境生活部 環境対策課

環境影響評価班 颯田

T E L 022-211-2667

F A X 022-211-2696

E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

(仮称) 福島北風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、宮城県白石市、福島県福島市、伊達郡国見町、伊達郡桑折町にまたがる丘陵部において、最大で総出力 60,000kW 程度（定格出力 4,200kW 級、風力発電設備 15 基）の風力発電施設を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の大部分が流域保全上重要な水源かん養保安林に指定されており、事業の実施による周辺の自然環境等に対する重大な影響が懸念されるため、事業の実施に当たっては事業区域の大幅な見直しを含めた特段の環境配慮が必要である。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、環境への重大な影響を回避又は低減するため、以下に述べる事項に十分留意した措置を講じること。また、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書へ適切に記載すること。

1 全般的事項

(1) 対象事業実施区域の設定

イ 想定区域は「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ（平成 30 年 5 月、宮城県）」において、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき区域となっている。

このことから、水源かん養保安林等における事業実施可能性について関係機関と協議するとともに、想定区域の大幅な見直しを含め、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という）を検討すること。

ロ 想定区域の絞り込みに当たっては、風力発電設備等の配置等及び稼働並びに植生変化や人工緑地造成等による動植物への影響や温室効果ガス排出等を踏まえ、それらの環境負荷の低減に最大限配慮すること。

(2) 累積的な影響

本事業との累積的な影響が懸念される近隣の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や事業者相互の情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、後述の個別的事項により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電機数の削減を含めた事業計画の見直しを検討すること。

(4) 地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民、立地する白石市及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 騒音、低周波音及び風車の影による影響

想定区域近傍には住居等が存在することから、風車の稼働に伴う騒音、低周波音及び風車の影による生活への影響について調査、予測し、重大な影響の有無について評価した上で、方法書を作成すること。

(2) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺は、白石市水道水源保護条例に定める水道水源保護地域に指定されており、広範囲に水源かん養保安林や複数の沢筋等が存在し、水道や農業用水の水源として重要な地域である。

このことから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、水環境への影響を調査及び評価を行い、その結果を踏まえ、河川等から離隔する等、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 地形及び地質に対する影響

イ 想定区域には、重要な地形（萬歳楽山）が存在するため、その地形及び周辺を想定区域から除外すること。

ロ 想定区域内に存在する黒森風穴等については想定区域内の風穴の位置を特定し、それらの地形及び周辺地域を想定区域から除外すること。

ハ 想定区域に存在する砂防指定地及び地すべり地形については、詳細な位置を把握した上で土石流が発生する可能性のある上流域も含め、事業実施による改変が周辺の土砂災害を誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価すること。重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの地域及び周辺を想定区域から除外すること。

(4) 動物に対する影響

イ 想定区域及びその周辺では、特別天然記念物カモシカやツキノワグマ、イノシシ等の動物の生息が確認されていることから、事業の実施により尾根部が改変されることで、生息環境が変化すると考えられる。このことから、これらの種の生息場所や行動範囲を踏まえ、適切な調査手法を設定すること。

ロ 想定区域及びその周辺は、稀少猛禽類であるサシバや小鳥類やコウモリ類の渡り、移動ルートである可能性が高いことから、飛翔高度等を文献、聞き取り等に基づき十分把握した上で調査手法を設定すること。

ハ 特に陸上の小型の動物に対する影響についても丁寧に情報収集し、適切な調査手法を設定すること。

(5) 植物に対する影響

イ 白石市教育委員会の調査において、想定区域内に存在する黒森風穴の稀少な植物の生育が多く報告されていることから、風穴区域の位置を確認し、想定区域から除外すること。

また、風穴特有の環境の形成に欠かせない地下の気流が妨げられた場合、植物の生育環境に重大な影響が生じる可能性があることから、風穴が成立している斜面全体にわたって改変を回避できるように、想定区域の絞り込みを行うこと。

ロ 想定区域北側の斜面下方の小原地区には、重要な植物群落が存在している。植物の重要な群落は、群落の成立要件として地形的な特異性があり、近傍の土地を改変した場合には間接的な影響が生じる可能性があることから、その影響について、方法書以降の図書で調査、予測及び評価すること。

ハ 想定区域内には、自然度の高い森林植生が分布しているため、現地調査により、その区域を明らかにした上で、植物への影響を適切に予測及び評価すること。

(6) 景観に対する影響

イ 風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの圍繞景観への影響を調査・予測及び評価し、適切に想定区域の絞り込みを行うこと。

なお、絞り込みに当たっては、萬蔵稻荷神社の境内、参道からの景観の影響については、回避を前提に風車の配置等を検討すること。

ロ 主要な眺望点だけでなく、萬歳楽山及び黒森山の風景がよく撮影される地点を調査し、周辺の自然景観との調和を阻害しないよう、風車の配置等を検討すること。また、視野角が1度未満であっても、風車の稼働による誘目性を考慮する等、複合的視点により眺望点の重要性を検討し、調査、予測及び評価すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域内の萬歳楽山にはハイキングコースが整備されているほか、周辺には神社、公園、温泉等が存在することから、これらの施設の利用状況について関係者等からの情報収集に努め、事業の実施による人と自然の触れ合い活動の場に対する影響を調査、予測及び評価すること。

(8) 廃棄物等の適正な処理等

事業実施により発生する廃棄物については、事業終了後の設備撤去工事に至るまでの発生量について予測し、その適正な処理方法について検討の上、方法書以降の図書に記載すること。

(9) 放射線の量による影響

イ 土壌の放射性物質濃度の調査に当たっては、風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路を含む調査地点を設定し、可能な限り表層から検体を採取した上で、測定を行うこと。

ロ 事業の実施に伴う新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・流出等による水環境、土壌及び農作物等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を検討すること。